

屋外イベント等における火災予防対策の徹底について

平成25年8月15日に京都府福知山市で開催された花火大会において火災が発生したことを踏まえ、屋外イベント等における火災予防対策の徹底を図るため、消防法施行令の条例制定基準等が改正されたことに伴い、大磯町においても大磯町火災予防条例が改正されました。

多数の者が集まる催しについては、対象火気器具等を使用する場合は消火器の準備が必要です。また、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、届出が必要です。

特に屋外において、大規模な催しものを主催する場合、主催者は防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等が義務付けられています。

この改正により、多数の者が集合する催しにおいては、次の事項が義務化されました。

- (1) 火気使用器具等を使用する場合に消火器の準備
- (2) 火気使用器具等を使用する露店等を開設しようとする場合に消防本部に届出
- (3) 火気使用器具等を使用する大規模な屋外催しにおいて、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成して消防本部に提出

1 屋内又は屋外での催しにおける消火器の準備をしてください

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の人が集まる催しに際して対象火気器具等を使用する場合にあっては、迅速な初期消火と被害拡大防止の観点から、主催者等に消火器の設置が義務付けられました。

対象火気器具等とは・・・

対象火気器具等とは、液体燃料、固体燃料、気体燃料を使用する器具及び電気を熱源とする火災の発生のおそれのある器具をいい、コンロなどの調理器具、ストーブなどの暖房器具、発電機などが該当します。

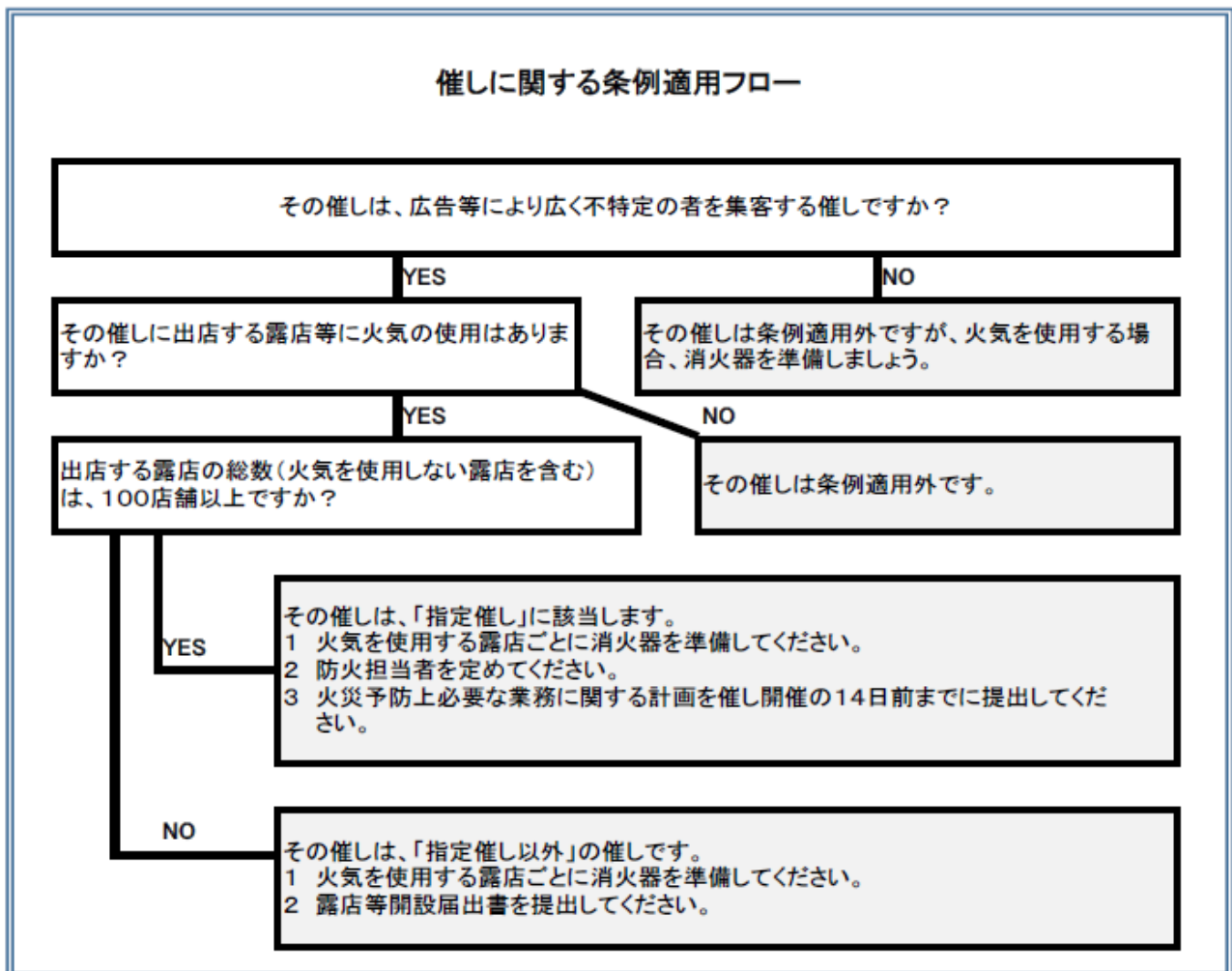
例として・・・

- (1) 液体燃料を使うもので、ガソリンを使用する発電機や石油ストーブ等が該当します。
- (2) 固体燃料を使うもので、炭を使用する木炭こんろ等が該当します。
- (3) 気体燃料を使うもので、LP ガスを使用するこんろやカートリッジ式のこんろ等が該当します。
- (4) 電気を熱源とするもので、電子レンジやホットプレート等が該当します。

2 大規模なイベント等を「指定催し」に指定します

消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外イベントのうち、大規模なものとして次に定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

- (1) 露店等が100店舗以上出店する屋外イベント
- (2) その他消防長が必要と認める催し



○ご不明な点がございましたら、下記担当までお問合せください。

問い合わせ先

大磯町消防本部消防総務課予防係

TEL 0463-61-0911

